



議案第五号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求める。

昭和六十年一月三十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年正月参拾日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三十七万八千円」を「四十一万七千円」に改める。

附則第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

（施行期日等）

／ この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第二項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2

改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、昭和五十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、教育長に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。